

新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長 おい 及 かわ 川 ひとし 仁

2021年を迎え、皆様に新年のお喜びを申し上げます。旧年は新型コロナウイルス感染症の流行により経済活動にも生活様式にも大きな変化がありました。皆様におかれましては、本年も旧年にも増して感染防止にご留意いただくとともに、ウイズコロナ、ポストコロナでの経済活動や生活が円滑に行われますよう祈念しております。

さて、2021年は、2018年に改正された農薬取締法に基づく「農薬の再評価制度」がいよいよ開始される年に当たります。農薬は農産物の安定供給に必要な資材であると同時に、使用する人や環境、そして収穫物を食べる人に対しても安全である必要があります。これまで、農薬についてはその安全性などを登録の際に評価してきたところですが、これに加えて、既に登録されているすべての農薬について、定期的に最新の科学的知見に基づき、安全性などを改めて再評価し、必要に応じて農薬の使用方法など登録の見直しを行うこととしました。2021年度から再評価される農薬は、ネオニコチノイド系農薬やグリホサートを含む14有効成分であり、以後、国内での使用量が多い農薬から順次実施することとなります。

また、農薬の使用方法を遵守する適正使用を進めることも安全性の確保の面で重要です。特に、土壌くん蒸剤であるクロルピクリンについては、使用に際して被覆が必要な農薬ですが、2020年7月に公表した使用実態などの調査結果において、一部の産地では被覆が実施されていない農家があるとの報告をとりまとめたところで、このため、改めて、周辺住民に説明、事前周知する等配慮すること、使用時にはどんな場所でも必ず被覆すること等を周知徹底するためのチラシやポスターを配布等しているところですので、植物防疫に関する皆様方におかれましては周知指導のご協力を強くお願いするものです。

旧年は、農業生産現場において、スクミリングガイヤトビイロウンカ等の被害が広い範囲で発生するとともに、一部の地域においてはモモせん孔細菌病、サツマイ

モ基腐病等が大きな被害を発生させたところであり、被害を受けた都道府県の中で、登録薬剤が少ないなどから十分な防除ができなかったということから、登録農薬の適用拡大を進める動きもあります。農林水産省としては、適用拡大等農薬登録が申請され、都道府県から早期の登録要望があれば関係府省と連携し優先的に審査する仕組みを活用することとしておりますので、積極的な活用をご検討願います。また、薬剤抵抗性の回避の観点からも、過度に農薬に依存することなく総合的病害虫・雑草管理（IPM）も生産現場で普及拡大することや異なる作用機作を有する農薬のローテーション利用も併せて周知徹底をお願いいたします。

ところで、2021年には農業と環境等SDGs（持続可能な開発目標）に関する国際的な動きが進展することが予想されるところであります。生物多様性条約締約国会議において、2010年に合意された「愛知目標」が2020年までの戦略計画であることから、「ポスト愛知目標」が2021年に策定される見込みとなっております。また、SDGsを達成するためには食料システムの転換が必要との認識の下で、「国連食料システムサミット」が開催される予定となっております。こうした中、今後、SDGsに適切に対応するため、農林水産業や加工流通も含めた持続可能な食料供給システムの構築が急務となっているところです。このため、農林水産省としては、我が国の食料・農林水産業の生産性向上と持続性の確保をイノベーションで実現させるための新たな戦略として「みどりの食料システム戦略」の策定に向けた検討をすることとしております。

今後とも、農薬については、人の健康、環境に対する安全性を科学的に確保するとともに、農業の生産性向上と持続性の確保を図るべく、農薬登録制度を的確に運営する考えであります。引き続き、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。